

非常勤職員の共済会加入について Q&A

2014 臨時総会議案資料として一部更新(2014/10)

京都民医連共済会理事会、京都保健会共済会理事会

2014年度通常総会は、非常勤職員の共済会加入を議案としましたが、引き続き、広く意見を求め討議をお願いするため、提案・討議の扱いとし、決定は秋の臨時総会としました。当Q&Aは、提案趣旨の理解と討議促進のため準備しました。

1. 非常勤職員共済加入の意義と対象

Q1. 非常勤職員の共済会加入提案の経過を教えてください？

A: この間の共済会総会では、非常勤の加入について毎回発言があり、また、労働組合からは1998年秋闘統一要求より、「パート労働者の共済加入を認めるよう、共同で京都民医連共済会に申し入れること」とあり、2012年秋闘統一要求まで15年、計30回にわたって要求されてきました。法人連合は、「民医連・民医労の共同事業である共済事業については、共済理事会・連絡会で検討すべき事項」と説明され、それを受け、共済会は検討や試算を繰り返し、直近では2009年に現掛金・給付で試算をしました。その結果は、給付の増加に対し掛金の増加が僅かで、年間1,600万円の赤字、財政破綻を招く内容でした。その後、2012年から足かけ3年をかけ、「身の丈にあった」実現可能な制度の調査と検討・議論を行ってきました。

Q2. 非常勤職員の規模について分かることがあれば教えてください？

A: 介護保険開始、診療報酬引き下げによる経営環境の悪化等々により、非常勤職員は増加し、全日本民医連では、職員換算で非常勤が27.9%、実数で41.5%を占め(2011年度全日本民医連経営実態調査)、共済活動交流集会の問題提起でも触れられてきました。理事会では、それらの提起を学びながら、実現可能な制度検討を着手してきました。2012年度に実施した京都民医連内の調査では、健康保険資格を有する非常勤職員は505名で職員(健保資格者)の21%を占めています。

Q3. 全日本民医連の各共済会で非常勤職員の加入状況を教えてください？

A: 全国的には、141共済(法人)中89(63%)が非常勤職員も含め共済会を運営しています(2013年度共済活動交流集会資料より)。近畿は20共済中10(50%)で、全国・近畿の状況から、半数以上が何らかの形で非常勤職員も含めています。

Q4. 非常勤職員の共済会加入の意義について総会や議案ではどう説明されてきましたか？

A: 全国共済と連携した京都民医連の共済給付は、社会保障の不備の部分を職員と法人の拠出で補完する性格を持っています。その底流には、「働くひとびとの医療機関」に相応しい理念と民医連職員の誇りを土台にした互助・連帯・助け合いがあります。非常勤職員の共済会加入は、互助・連帯・助け合いの広がり、職員と仲間を大切にする具現化して大きな意義があります。

全日本民医連第41回定期総会運動方針は、「民医連綱領実現と一人ひとりの人間として成長の課題が一致できるのが民医連」、「民医連の職場は人間的な発達を促す組織」と謳い、これを実感するため「民主主義を体現する組織づくり」を呼びかけました。提案した共済の広がりが実現すれば、「民主主義を体現」といっても過言ではありません。

また、職員と法人が折半して掛金を拠出する共済会は、福利厚生制度としての役割と性格も兼ねています。対象の拡大は社会的にも大きな意義があります。

Q5. 非常勤職員の加入対象者はどうなりますか、また加入・非加入の選択は可能ですか？

A: 共済会掛金は、標準報酬月額をもとに計算しており、共済加入対象の非常勤職員は、健康保険資格者の全員とします。但し、現在各法人で「嘱託」として雇用されている方は、採用経過等から対象としません。

対象者を「全員」とするのは、任意加入の「保険」とは異なり、互助を基本とする「共済」であること、また、福利厚生面から法人が「採用」する、職員を対象とする制度として位置づけているからです。

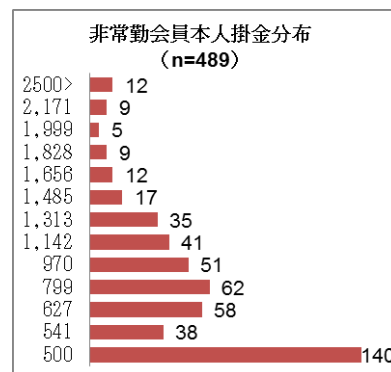
2. 非常勤職員共済加入に伴う、掛金・給付について

Q6. 共済会掛金は増えるのですか、非常勤職員に掛金は負担になりませんか？

A: 非常勤職員会員の掛金は、 $((標準報酬月額 \times 1.34\%) - ¥1,700) \times 64\%$ 但し、下限額を500円とします。

1.34%は、現1.4%から0.6ポイント引き下げます。常勤職員も同率とし、掛金は現行より4%少なくなります。これは、非常勤会員分の掛金増加に対し、会計規模は現状維持を基本とするからです。

－¥1,700 は退職慰労会を非適用とするためです。64%は休業見舞金を対象としないため、給付に占める比率を給付計比率から減額します。本人掛金の月額平均は1,009円ですが、30%は下限額500円に該当します。(右グラフ参照)
「少額の掛金」で、共済給付と共済活動に参加出来るようになります。



Q7. 非常勤会員の受けられる給付内容は何がありますか？

A: 非常勤職員会員の給付は、現会員と同じ内容の慶弔金、医療費見舞金、文化厚生事業とします。班事業への参加も適用とします。但し、全日本民医連厚生事業協同組合は非適用とし、一部給付水準が異なる給付があります。休業見舞金は対象としません。貸付金は、退職金を担保とするため対象としません。

Q8. 現会員の給付内容に変更がありますか？

A: 収入規模は現状維持とし、現会員掛金は引き下げますが、また、給付総額も拡大しません。会員が増えても収入・支出規模を変化させないのは、現会員掛金の増額や法人負担の増加を回避するためです。これは、「身の丈にあった」実現・継続性のある制度改正の基本方針とするからです。試算では、会員増により給付額が年間2,200万円、14%増加しますが、そのため給付水準を現行の86%に引き下げれば支出規模は現状維持となります。具体的には、以下が給付変更案で、変更率は90%としました。

- ・休業見舞金は、傷病手当金等を含め97.7%から93.7%に変更します。(非常勤職員会員は対象外、以下は対象)
- ・入学終了祝金は、中学卒業を廃止し、5歳、11歳の入学時に変更します。
- ・シルバー・ゴールデンエイジ祝金は、勤続表彰を補完していましたが廃止します。
- ・医療費見舞金は、現行(月間医療費－500円×0.9)の0.9部分を0.85に変更します。
- ・保養所は、利用実績から遠方且つ限定されている山の家を廃止します。
- ・健康キャンペーンは、本来趣旨に立ち返り、会員エントリーを主とした内容に変更します。
- ・鑑賞・観戦等補助は、年間上限額を2万円から1万円に変更します。
- ・班事業補助金は半減します。但し、年度補助金未活用分の持ち越し制度を導入します。

3. ご理解とご協力をお願いします

Q9. 京都民医連の共済会とはそもそもどのような組織ですか？

A: 共済会定款第2条は、「京都民主医療機関連合会と京都民主医療機関労働組合が共同事業として設立した京滋民医連共済会の目的を引き継ぐもので、…役職員が協同・互助の精神の下で団結して、民医連運動を推進するとともに、会員の福利厚生に寄与することを目的」としています。共済会は1990年代前半から、京都民医連内の共済制度を統一してきました。それまで、各法人、事業所で給付されていた医療費補助を統一し、家族医療費、貸付金制度、保養所等も整備してきました。以降も制度改変・改革をはかり制度を継続してきましたが、どの時機も共済運動は、団結の証として連帯の精神と互助組織として役割に、会員、事業所、法人が結集・団結し、課題を乗り越えてきた全国にも誇るべき経過と到達(県連内共済制度統一)があります。

提案する非常勤職員の共済会加入は、共済会の目的に適ったものですが、掛金改定と給付見直しを伴い、京都民医連、京都民医労での十分な理解・協力が不可欠です。そのためにも、共済運動の意義、互助・連帯・助け合い組織としての共済会の役割についても再確認をお願いします。

共済が必要とされる背景には、社会保障の不備があります。6月の医療・介護総合法の強行可決は、社会保障を解体路線にかじを切もので、断じて認められません。また、私たちの共済運動には、2005年の保険業法「改正」、そしてTPPと自主共済つぶしの攻撃が続いています。こうしたアメリカ・財界いいなりの悪政に、私たちが抱える困難の根源があり、広範な人々とたたかいを前進させることが求められます。

Q10. 非常勤職員の労働組合加入はどうなりますか？

A: 共済会は、民医連、民医労の共同事業として発展してきましたが、共済会に加入する非常勤職員の要件に労働組合員であるか否かは、共済会での判断にはなりません。要件は、健康保険資格者です。組合加入はあくまでも労働組合の判断と取り組みです。よって、組合加入も同時に確認する等のことはありません。

Q11. いつから非常勤職員は共済会加入となりますか？

A: 理事会は、全法人・事業所での説明と意見交換を踏まえ、臨時総会に2013年度決算による最終試算と財政見直しも踏まえ、最終の改定案を提案します。また、会員増に伴う保険業法等に対応した組織整備が必要となり、共済会の合理的な外形と運営のため、定款変更、規程改正等を提案します。これらが臨時総会で確認されれば、非常勤職員の共済会加入は2015年4月1日からとします。